

和光市個人情報保護法施行条例骨子（案）の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が令和3年に改正されました。この法改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が法に統合され、法に基づく全国共通ルールが適用されます。

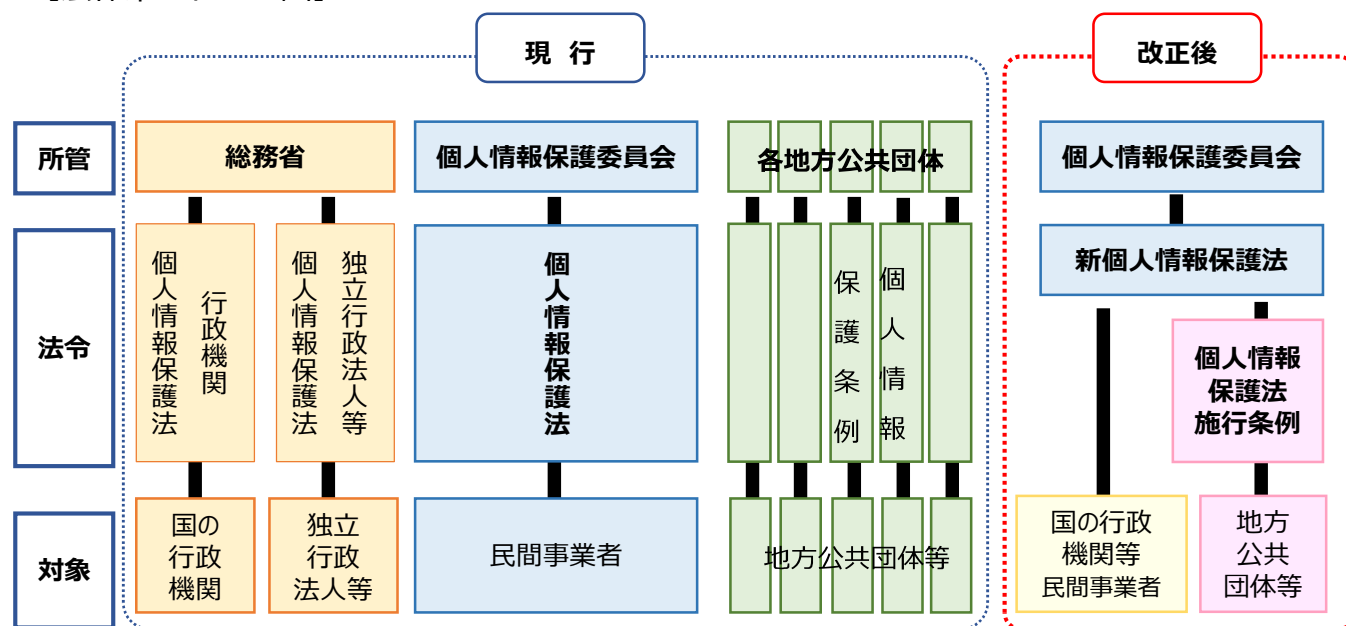
また、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みとなります。

令和5年4月からは、当市も法が直接適用されますが、条例に委任された事項や条例で定めることが許容される事項について、法の施行条例を定める必要があるため、現行の和光市個人情報保護条例を廃止した上で、「和光市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）を制定します。

1 法改正の目的

今回の改正により、法の目的が「社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立」となります。

【法体系のイメージ図】



2 法改正に対する市の考え方

全国共通ルールが適用され、国のガイドライン等に基づき制度を運用することになりますが、市に裁量がある事項については、現在の市の個人情報保護制度の運用を維持する方針で、施行条例を制定します。

3 法と条例との関係について

法で定められた共通ルールに基づき、地方公共団体が市の裁量として条例で定めることができるのは、次の事項になります。

項 目	
■ 条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項	
①	開示請求における手数料【法第 89 条第 2 項】
②	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料【法 119 条第 3 項及び第 4 項】
■ 条例に定めることが許容される事項	
①	「条例要配慮個人情報」の内容【法第 60 条第 5 項】
②	個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項【法第 75 条第 5 項】
③	開示等請求における不開示情報の範囲【法第 78 条第 2 項】
④	開示請求等の手続【法第 107 条第 2 項及び第 108 条】
⑤	審議会等への諮問【法第 129 条】

【参考】条例に定めることが許容されない事項

- ① 個人情報に死者に関する情報を含める規定
- ② 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ③ オンライン結合制限に関する規定
- ④ 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ⑤ 開示請求等の手続について改正法の規定よりも処理期間を延長する規定 等

4 施行条例の骨子（案）について

上記3の事項を踏まえた施行条例の骨子（案）は、次のとおりとなります。

（1）施行条例に定める事項

ア 開示請求における手数料

従来どおり手数料を無料とし、実費（写しの交付に係るコピー代と郵送代）のみを請求者から申し受けます。

【説明】

法では、開示請求における手数料を当該地方公共団体の条例で定める（手数料を無料とすることを含む。）こととしています。現行条例では、手数料は無料としており、写しの交付に係るコピー代と郵送代（郵送の場合）を請求者の実費負担としています。

今後も、情報公開の一層の推進を図るためにも請求者の利用のしやすさを考慮し、現行条例と同様の取扱いとします。

イ 開示決定等の期限

開示決定等の期限は、「開示請求があった日から14日以内」とし、事務処理上の困難その他正当な理由により期間内に開示決定等を行うことができないときは、「期間を30日以内に限り延長する」ことができるものとします。

【説明】

法で、開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内に限り延長することができますが、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を法の規定より短い期間にすることができますとしています。

現行条例の開示決定等の期限は、「開示請求があった日から10日以内」と規定しており、現状の運用を維持するため、国が示した30日より短縮した期間とします。ただし、情報公開条例(公文書開示請求)の開示決定等の期限が「開示請求があった日から14日以内」としていることから、情報公開条例との整合性を図るため「開示請求があった日から14日以内」とします。

期間の延長については、事務処理上の困難等の理由により行うものであるため、法規定の30日以内とします。

	改正法	現行条例	施行条例
開示決定等の期限	請求があった日から 30 日以内	請求があった日から 10 日以内	請求があった日から 14 日以内
期限の延長	30 日以内に限り延長可	請求があった日から 60 日以内	30 日以内に限り延長可
合計	請求があった日から 60 日以内	請求があった日から 60 日以内	請求があった日から 44 日以内

ウ 審議会等への諮問について

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要がある場合の審議会等への諮問については、新たな審議会等合議制の機関の在り方を見直し、諮問します。

【説明】

法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要がある場合、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。としており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の従来審議会に諮問していた事項については、条例に定めることが許容されない事項となります。

このことを受け、専門的知見を有する委員による審議会等合議制の機関の在り方を見直し、諮問することを考えています。

(2) 施行条例に定めない事項

ア 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

【市の方向性】

個人情報をも復元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」の作成ができることとなりますが、当分の間、実施は任意とされているため、現時点での導入を見送ることとします。そのため、同制度にかかる手数料についても施行条例に規定しません。

【説明】

法では、行政機関等匿名加工情報を作成できるとしており、都道府県及び政令指定都市においては外部提供が開始されます。

ただし、政令指定都市以外の市町村については、当分の間、外部提供は任意で、義務は課せられていませんので、現時点での導入は見送り、今後、他自治体の動向等を注視しつつ、制度導入について調査・検討を行います。

イ 条例要配慮個人情報について

【市の方向性】

「要配慮個人情報」の定義が現行条例と法で同様であるため、現時点においては条例要配慮個人情報についての規定は設けません。

【説明】

法では、地方公共団体の機関が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについて条例で「条例要配慮個人情報」を定めることができるとしています。

要配慮個人情報の定義について、現行条例と法を比較したところ、定義が同じであることから、条例で新たな項目を増やさず、今後の社会状況等の変化により必要が生じた場合、再度検討することとします。

<参考>要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

ウ 個人情報ファイル簿の新設(個人情報登録簿の廃止)

【市の方向性】

法で定められた「個人情報ファイル簿」を新たに作成・公表するため、現在、同様の役割のある「個人情報取扱登録簿」は廃止します。

【説明】

法では、国の機関と同様、1,000人以上の個人情報が記録される個人情報ファイルについては、「個人情報ファイル簿」を作成して公表することを定めています。

このことを受け、現在、同様の役割のある「個人情報取扱事務登録簿」を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更します。

(3) その他必要に応じ定める事項

ア 開示等請求における不開示情報の範囲について(情報公開条例との整合性)

【市の方向性】

情報公開条例に定める不開示情報と法に定める不開示情報については、現状、差異はないものと認識していますが、より精査し、必要に応じ対応をします。

【説明】

法では、情報公開条例で開示としている情報が、法で不開示情報として規定されている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことを可能とし、また、情報公開条例では不開示情報として規定しているが、法において不開示情報として規定されていない場合、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することを可能としています。本市では、この解釈を踏まえた上で、必要に応じ対応をまいります。

5 条例制定までのスケジュール(予定)

和光市個人情報保護法施行条例の骨子(案)を決定するあたり、和光市個人情報保護審議会へ諮問し、答申をいただきました。今後は、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、12月議会に上程し、審議・議決を経て制定されます。施行日は令和5年4月1日を予定しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	ガイドライン公表												改正法施行
市			審議会①(諮問)	議会への報告	審議会②(答申)	パブコメ			議会上程		職員周知	市民周知	条例施行
						条例案作成							